

第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会 における議論の整理

**～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそ
れを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推
進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～**

**令和 6 年 6 月
中央教育審議会生涯学習分科会**

目次

<u>はじめに</u>	3
-----------------------	---

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

1) 生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿	8
2) デジタル社会への対応	10
3) 社会的包摂への対応	10
4) 生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方について	10
5) 生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの	11
6) 社会人のリカレント教育	13

今期重点的に議論した事項

1) 社会人のリカレント教育	16
2) 障害者の生涯学習	23
3) 外国人の日本語の学習	25
4) 社会教育人材	26

<u>今後の展望</u>	30
------------------------	----

はじめに

本第 12 期生涯学習分科会は、令和 5 年 4 月～令和 6 年 5 月にかけて生涯学習及び社会教育をめぐる諸課題について委員や有識者からの報告を傾聴し議論を重ねてきた。

第 11 期生涯学習分科会は令和 4 年 8 月に第 11 期議論の整理を取りまとめ、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて」を副題とし、生涯学習・社会教育が果たしうる役割に関し、従来の基本的な役割に加えて、重要になるものとして、

- ① ウェルビーイングの実現
 - ② 地域コミュニティの基盤としての役割、
 - ③ 社会的包摂の実現を図る役割（デジタル社会への対応を含む）
- を提示した。

また、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、

- ① 公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
 - ② 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
 - ③ 地域と学校の連携・協働の推進
 - ④ リカレント教育の推進
 - ⑤ 多様な障害に対応した生涯学習の推進
- を挙げている。

これを受け、第 12 期生涯学習分科会においては、リカレント教育の推進と障害者、外国人への生涯学習について、ヒアリングを重ねてきたほか、社会教育人材部会と日本語教育部会の 2 部会を分科会の下に設け、それぞれの専門的な知見を有する委員による審議を行っている。

社会教育人材部会は令和 5 年 5 月に設置され、社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について調査審議を行ってきており、令和 5 年 8 月に中間的まとめを、令和 6 年 6 月に最終とりまとめを行ったところである。この中で、社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待を整理した上で、社会教育人材の養成や活躍促進のための具体的な改善方策も含め、今後の施策の方向性を示している。

日本語教育部会は令和 6 年 2 月に設置され、令和 5 年に成立した日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づき、日

本語教育機関の認定や登録日本語教員をはじめとした日本語教師及び支援者の養成・研修等について、第1回を令和6年3月に開催し、審議を開始したところである。

令和5年6月には、第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）が策定され、めまぐるしく変化する社会で、一人ひとりが社会の担い手となること、そして、社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を2つのコンセプトに、基本的な方針と教育政策の目標が示された。基本的な方針には「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」等が掲げられたほか、「生涯学び、活躍できる環境整備」、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が目標として記載されており、今後5年間、国、地方公共団体、民間等が一丸となって、個人の学習機会の保障、生涯学習の環境整備を図っていくことが求められている。

教育振興基本計画における「生涯学習」、「社会教育」に関連する記述は以下の通りである。

（マルチステージの人生を生涯にわたって学び続ける学習者の育成）

- 人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されている。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとするのが重要である。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、国や地方公共団体等は個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要がある。
- 生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。さらに、公開講座や文化・スポーツ活動など、大学が有する地域における学びの拠点としての機能も重要である。

- また、生涯学習の推進に当たっては、ICT の活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要がある。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。

(リカレント教育を通じた高度専門人材育成)

- 我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として、大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いことが報告されている。社会の持続的な発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアップデートできる高度専門人材を育成していくというリスクリング的な視点も重要である。知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育機関において、社会人が学びやすい教育プログラムが提供されるとともに、企業等において学びの成果が適切に評価され、キャリアアップが促進される好循環を作り出すことが求められる。また、就職・転職といった自らの意思による労働移動も含む選択肢の増加や、それに伴う社会経済的地位の向上が図られることも重要である。そのためには、学修歴や学修成果の可視化、学位と資格等との関係性の可視化、学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が必要である。
- その際、産学官で具体的な対応策に向けた対話・連携を図ることが不可欠である。産業界が Society 5.0 において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、具体的なスキルアップにつながる教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

- 社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。

- 地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。
- このため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成とともに、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充)

- デジタル田園都市国家構想基本方針においてデジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それに当たっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害者やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場に置かれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。
- また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要である。
- 社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要である。

(生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進)

- 生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生 100 年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものである。子供や若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手

となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きい。

- また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。

また、令和5年9月には、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方」について諮問がなされた。急速な少子化やコロナ禍を契機とする遠隔教育の普及など高等教育を取り巻く環境の大きな変化の下で、一人ひとりの実りある生涯と我が国の持続的な成長・発展を実現する高等教育機関の役割が一層重要となる中では、社会に出た後も新たに必要とされる知識スキル、態度及び価値観を身に付け、またそれを適切に更新していくためのリカレント教育も一層求められるとされている。

第12期生涯学習分科会は、第11期分科会までの議論を基に、教育振興基本計画を踏まえ、生涯学び続ける社会の実現及び全ての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育と社会的包摂、そして、そのリカレント教育と社会的包摂を実現する環境の整備や機運の醸成を通じて全ての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティや学校教育との連携等の基盤を支える社会教育人材のあり方について、以下とりまとめる。特に、リカレント教育については、大学分科会及び高等教育の在り方に関する特別部会の議論への貢献も目指している。

今期の議論の整理を踏まえ、全ての人のウェルビーイングを支える「学び」が、それぞれの生涯にわたって行われる社会の実現のために、国及び地方自治体、民間企業、教育関係者の具体的なアクションを期待する。

○生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿

人生 100 年時代を迎え、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルの中では、学校教育における学びの多様化とともに、社会人が自らの知識やスキルをアップデートする学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

令和 4 年 7 月に実施した生涯学習に関する世論調査¹では、この 1 年間に月に 1 日以上どのようなことを学習したかについては、「仕事に必要な知識・技能や資格に関すること」を挙げた者の割合が 40.1%と最も高く、以下、「健康やスポーツに関すること」、「料理や裁縫などの家庭生活に関すること」、「音楽や美術、レクリエーションに関すること」の順になっており、「学習していない」と答えた者の割合は 24.3%であった。単純比較はできないものの、前回調査（H27）では、52.3%が「学習していない」と回答しており、学習している者の数値には大きな上昇が見られている。

急速に進行する少子化・人口減少社会、超高齢社会においては、一人ひとりが労働生産性を向上させるとともに、多様な人材の社会参画を促進する必要がある。そのため、社会人が自らのスキルを伸ばすことに加え、高齢者や外国人、早期離職した若者や出産・育児を理由に退職していた女性等も含め、多くの人が生き生きと活躍する社会を築いていくべきである。

また、職業に直結した学びのほかにも、人生を豊かにするための学び、他者との学び合い、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を発揮するための学習機会の確保も重要である。全ての人が豊かな人生を送ることができるような、個々の関心やニーズにあった学びのできる社会を目指していかなければならない。

最近では経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の概念や持続可能な開発目標 SDGs の考え方が浸透してきている。ウェルビーイングについては第 4 期教育振興基本計画のコンセプトの柱の 1 つになっており、その実現に当たっては、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習（たとえば、文化芸術、スポーツ、個人の趣味を含め）が非常に重要な意義を持ち、その観点から、個人の自発的意思に基づいて生涯を通じて行う生涯学習は不可欠なものである。また、ウェルビーイングは個人の状態のみならず、個人を取り巻く周囲の他者や暮らしている社会そのものを含めた他者との良好な関係性の構築が必要であることから、子供や若者、社会人、高

¹ 生涯学習に関する世論調査（令和 4 年 7 月調査）<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-gakushu/>

年齢者、障害者や外国人など、誰もが年齢を問わず学び続け、一人ひとりが求める多様な学びを互いに尊重し合いながら地域社会の担い手を育み、地域コミュニティの基盤を安定させる地域づくりとしての社会教育の振興が重要である。

また、SDGs は全ての人々への包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを目指すものである。その実現のためには、児童期から現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身につける必要がある。

政府全体としても、「人への投資」を強化している。本格化する人口減少社会において持続的成長と安心で幸せを実感できる経済社会を実現するためには、新しい資本主義の加速を継続し、徐々に進みつつある賃上げを一過性のものではなく構造的に確固たるものとする必要がある。そのため、個々のリスクリングによる能力向上を支援し、一人ひとりの生産性を向上させる必要があり、自らのキャリアを主体的に選択する時代となってきた中で、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリスクリングを行い、職務を選択することに加え、学ぶ意欲や学び続ける力を持ち、新たなキャリアパスを形成し描いていくことのできる制度に移行していくことが重要である。

現代は将来の予測が困難な時代（「VUCA」の時代）とも言われている。地球温暖化による生態系の変容は言うに及ばず、令和に入ってから新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化などこれまでの常識を揺らがす事態が多発しているほか、令和6年始めに能登半島で発生した震災では、今なお多くの被災者が困難に直面している。その都度、過去の事例を必ずしも参考にできない激甚災害等未曾有の状況に適切に対応していくことが求められている。また、人工知能（AI）や生成AIの急速な普及、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等の先端技術が高度化したSociety5.0の世の中においては、労働市場も変容しており、求められる能力は随時アップデートされていく。新しいものを作り出す創造力、他者と協働してチームで問題を解決する協調性などAIによる代替が困難な能力を発揮し、これからの新しい時代にこそ、生涯学習・社会教育が力を発揮していかなければならない。

生涯学習の必要性の高まりの下、ウェルビーイングの実現のために、リスクリングを含めたりカレント教育や生涯学習を一層身近なものとして、主体的に学びをデザインし、いつでも学習にアクセスできる環境を整えることで、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続けることができる社会が目指すべき姿である。

デジタル社会への対応

デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは現代の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっている。デジタルは地理的な制約、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現に大きく貢献することが期待されている。

初等中等教育における GIGA スクール構想、高等教育における面接授業と遠隔授業のハイブリッド型教育など進展が見られる中、生涯学習・社会教育の分野においてもオンライン・オンデマンド教育の活用による受講者の利便性の向上を進めていくことが有用である。さらには、学習者が学修歴のデジタル化を通じ、自らの持つスキルを整理するとともに、生涯学習への意欲を喚起する取組も重要である。

また、公民館や図書館等の社会教育施設においてデジタル環境を整備し機能強化するとともに、デジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びを提供し、国民全体の総合的なデジタルリテラシー向上のための取組を充実するとともに、全ての世代のデジタルデバイド（情報格差）の解消を図っていかねばならない。

社会的包摂への対応

ウェルビーイングの実現のためには一人一人が個性を持ち、自分以外のウェルビーイングにも配慮し多様性を認め合う社会的包摂の精神が重要であるが、高齢者、障害者、外国人等、社会的に制約のある人に対しても社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠である。社会的に制約のある人々の学習ニーズを適切に把握しながら、学びやすい環境を整える必要がある。また、そのような人々の主体的な学びへの意欲を向上させることのみならず、学びを提供する役割も担うことにより、地域や社会への貢献への意欲を養う視点も重要である。

生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方について

社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域活動に還元されるような循環が生まれることが期待されている。実際、地域住民が地域課題の解決に向けて学びを継続し、住民自治の強化に貢献している例も見られる。こうした活動は、地域コミュニティに着目した様々な分野における地域課題の解決に広がり、社会教育との連携の重要性が指摘されている。また、社会教育の担い手も多様化しており、従来から中心的な担い手である社会教育施設や

社会教育関係団体、NPOに加え、民間企業や地方公共団体の首長部局等へと広がっている。

多くの地域が抱える課題、たとえば、深刻な高齢化の進行により地域を担う後継者が不足する中においても、公民館活動への地域住民の参加を促進し、自治体によるコミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進する際や、住民の主体的参画を促し、多世代の協働による地域づくりを実現する際には、社会教育というツールが大変有用である。特に、コロナ禍で地域住民による活動が停滞して孤独・孤立の問題が顕在化し、コミュニティのつながりが脆弱になってきた地域社会において、アフターコロナの今、そのつながりづくりのために社会教育の重要性が認識される追い風になっている側面もある。

一方で、社会教育は、歴史的に見れば立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしてきた。このことは近年の社会情勢において、一層重要になってきている。たとえば、全ての人の生活を支える可能性を持つデジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することにより、オンラインでの学習やSNSでのつながりづくりなどを可能にし、デジタルのネットワークだけでなく仲間や地域とリアルに繋がる場を提供する役割を果たしている。その中で、社会教育主事や社会教育士、社会教育施設の職員等のコーディネートにより、不登校等課題のある児童生徒、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学びや多世代交流の学びを支援することもできる。その際、一人一人の多様な特性や自由な学習ニーズを尊重し、互いに認め合う関係性を築きながら、学びの支援を通じて学習者の地域社会の一員としての尊厳を確かなものにしていくアプローチが求められる。このように、共生社会の実現を目指す上で、社会的に弱い立場にある人々を含めて、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現の観点からも、社会教育の振興に貢献する社会教育人材は重要である。

社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たすことが期待される。さらに、学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めるとともに、地域コミュニティの基盤を支え、社会的包摂を実現していく必要があり、その中心的な担い手として社会教育人材には大きな役割が期待される。

生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの

国民の生涯学習を推進するための基盤となるのは、学校教育である。学校は、個人のウェルビーイングに向けた一人一人の基礎を整え、社会の一員として担うべき

役割や協働してコミュニティを支えることを学ぶ場であり、このような学校教育の実現は引き続き重要である。また、社会教育とも連携し、児童期から充実した生涯学習の機会が必要である。

さらに、学校を取り巻く問題が複雑化・困難化する中、地域が学校や家庭とともに教育の担い手となり、地域全体で子供たちを育てていくことが必要である。同時に、子供との関わりの中で大人も共に学び育ち合えるような社会教育の充実が求められており、行政、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する学習機会がその受け皿となっている。学校と地域が連携・協働するとともに、子供の育ちを軸に据えながら、地域をより良くするために自分も何か貢献したい、参画したいと願う住民が、自らのニーズに応じて、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要である。

【初等中等教育】

生涯学習社会の実現のためには、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等で培うことが必要であると考えられる。子供が自らのよさを生かしながら自主的・自発的に学ぶ学習活動等を通じて、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解しながら、子供一人ひとりが学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組むために必要な力を身に付けることが重要である。このような経験を経た子供たちは、自分に合った最適な学習方法を選択する学びを自己調整する力も身に付け、大人になってからも学び続けることが当たり前のものとなり、社会においても学び続けることへの共通理解が醸成される。また、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士、あるいは地域住民をはじめ多様な他者と協働した学びは、子供の地域社会への参画の推進に資するものである。他方、学校と地域が連携・協働する仕組みとして定着・充実しつつある学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動への参画や参加者の自発的な意思に基づく PTA 活動等は、保護者にとって日常的な学びの機会ともなり、生涯学習への意識を喚起する契機となる側面もある。

また、幼児教育から高等教育まで各段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、子供は学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、変化の激しい複雑な社会を生き抜くための資質・能力を磨き、自分らしい生き方を実現していくことを社会として支えなければならない。その際、教員という立場を含め、学校現場に民間からの人材が参画することや、学校現場と企業との人材交流等により、それぞれの人材が得た経験が学校教育に活かされるような仕組みの導入も必要である。

【高等教育】

労働集約型経済から知識集約型経済へと移行する中において、大学をはじめとする高等教育に対して期待されることは、直面する課題を解決するための知の基盤として、自らの可能性を最大限に伸ばし生涯にわたり社会に貢献し続ける人材の輩出である。来るべき新しい時代に求められる能力として、基礎学力やリテラシーの上に築かれるべき、論理的思考力や基本的判断力、課題発見・解決力や未来社会の構想・設計力というものは、リベラルアーツ教育を通じて涵養されるべきであり、産学連携によるリカレント教育においても産業界から大いに期待されているところである。

具体的には、住民の生活の利便性を向上させるデジタル社会の健全な実現に貢献するデジタル人材など困難な社会課題の解決に資する新たな価値を生み出す創造的な人材が不可欠であるが、産業界においてはデジタル人材が決定的に不足しており、高等教育にはそのような時代の要請にマッチした人材を育成する先進的な教育を提供することが求められている。その際、単に知識を得るだけではなく、自ら課題を設定し、その解決のための糸口を発見できる自律的な主体性を伸ばす教育を志向すべきである。

大学や短大、専門学校は、多様な年齢層の多様な学びのニーズに応えるキャンパスを実現し、学び合うコミュニティを形成するとともに、国内外の幅広い分野で活躍する人材を輩出することのできる高等教育機関として、地域の教育機関間や産官学の緊密な連携を通じて、地域の人材ニーズ等も踏まえた人材育成を行うことが求められる。また、学生自身が深めたい学びを極め、その学びを活かして仕事をしていけるようなキャリアパスを支援し、社会や経済を牽引できる人材を育成することが重要である。近年は特に大学院における社会を先導する人材の養成が求められており、特に、博士人材は、深い専門知識と課題発見・解決能力などの汎用的能力を有する重要な人材として、産業界の要請が高まり、更なる活躍が期待されていることから、この視点からの条件整備も求められる。

社会人のリカレント教育

誰もが生涯にわたって、意欲をもって学び、スキルを身につけ、活躍していく、さらには学び続けてスキルアップをし続ける社会を構築するためには、一度、社会に出てからも、教育機関と仕事の行き来をしながら、学ぶことが当たり前の社会となる、まさに、仕事と学びの好循環につなげていくことが重要である。第 11 期生

生涯学習分科会でまとめた通り²、時代のニーズに即して職業上新たに求められるスキルを修得するためのリスキリング、社会人を対象とした職業能力等の向上のためのアップスキリングを目的としたものにとどまらず、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる基礎的なスキルの習得のための学習や、自己実現を図る上で必要となる学習等も含め、リカレント教育は幅広い層を対象として提供されるべきである。社会経済活動の中心として活躍している外国人を含む現役世代も、生涯学習の対象として意識されるべきであり、社会人がアップスキリングのみならず従来の文理の枠を超えたりベラルアーツ教育を大学で学び直し、総合知を身につけた課題解決型の人材となり社会に貢献していくことも重要である。また、退職後も、生涯学習を通じて、引き続き社会に参画して地域コミュニティ形成に貢献し、社会のウェルビーイングの実現とともに生きがいを感じる個人のウェルビーイングを実現することができる。

幅広い世代を対象とするリカレント教育の中でも、特に、社会人が企業等において日常的に求められる企業内での能力開発や OJT 等に加え、日々の職業経験から導かれた問題意識や仮説をもとに自らの意思で学ぶことにより、実践的で深い知識を身につけることができ、それを成果として社会に還元されることが期待されている。

社会人においては漠然と学び直しの必要性は感じつつも、多忙な毎日の中で実際に着手するまでにはいくつかのハードルがあると考えられる。まずは、個々が必要とする能力は様々であり、自らが学ぶべき内容が何か、学べる内容が何かということは必ずしも本人にも明らかではないケースがある。また、かかる費用や時間に対して社会的評価、賃金等に直結しない場合には費用対効果からリカレント教育に躊躇することも考えられる。学び直しの意欲のある社会人にとっても自己研鑽のための学びの時間が十分にとれるとは限らない。そのため、短期から長期まで、多様で、アクセスが容易で企業が活用しやすいプログラムを開発し、多忙な社会人にも情報をわかりやすく提供することや、学び直しのための費用、時間、社会的評価等の課題を解決することが必要であると言える。あわせて、従業員の学びやキャリア

² 「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであるが、本議論の整理では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リスキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用する。（第 11 期生涯学習分科会における「議論の整理」より）

形成に対する意思の創発を後押しし、積極的な人材投資を通じて学び合う組織づくりに取り組む企業の風土醸成を促進する必要がある。

○今期重点的に議論した事項

1. 社会人のリカレント教育～リスクリングからリカレントまでの学びの提供～

<現状と課題>

現在、大学や専門学校等における社会人受講者数は約 47 万人（2021 年）とされ、約 6 割が正規課程、約 4 割が短期プログラムを学んでいる。また、公開講座は約 118 万人（2019 年）と推計され、近年はおおむね横ばいとなっている。リカレント教育授業科目や履修証明プログラムを開設する大学の割合は増加傾向にあるが、それぞれ約 1 割、約 3 割程度（2021 年）³となっている。

諸外国の労働生産性と仕事関連の成人学習参加率の国際比較では、成人学習の参加率が高い国は労働生産性が高い傾向を示している。他方、日本企業の OJT 以外の人材投資（GDP 比）は、諸外国と比較して最低水準かつ低下傾向にあり、また、社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は半数近くであり、諸外国と比して非常に高くなっている。企業の研修は主に民間の研修会社等によって行われ、大学や専門学校等は社会人のリカレント教育において十分活用されているとは言えず、大学や大学院、専門学校等を活用している企業は約 2 割にとどまっている。

<社会の動向>

近年では、人材は貴重な資本であり、経営戦略の中軸を担うものとして人的資本経営の考え方が認識され、職務と処遇の関連性を重視するジョブ型人事制度、将来的に必要なスキルを描く人材ポートフォリオ、会社が必要とする業務を明確にした上で内外から人材を公募するジョブポスティングなど新たな人事制度を導入する企業が増加し、社会としてスキルの可視化やリスクリングを重視する流れができつつある。

一方、社会人が学ばない理由として、必要性を感じていない、何を学ぶべきかわからない等が挙げられ、社会人がリカレント・リスクリングの重要性を理解し、当たり前になり学び続けられる環境整備に向けた機運の醸成が必要である。あわせて、個々人それぞれのニーズに応じて必要なリテラシーやスキル等を身につけ、さらに伸ばしていくことができるよう、特に大学においては、学習成果を保証する講座など学修者のニーズを満たす学習コンテンツの効率的な開発、いつでもどこでも手軽に学びたいものを学べる仕組みも必要である。その上で、大学院における高度な専門教育に関し、学習内容を細分化して個別に認証するマイクロクレデン

³ 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和 3 年度）」

シャルの提供など、より多くの人アクセスしやすい取組を促進し、必要な学修を蓄積した者に対しては学位取得等に向けた目に見える成果が得られる方策⁴を推進することも必要である。

＜企業＞

日本経済の持続的な成長と国民生活の発展という目的のためには、人に関わるコストを費用ではなく投資として捉え、未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資という手段が最も重要である。企業においてはその牽引役として社員の計画的な人材育成やスキル・学習成果重視の評価体系の導入、職務の可視化を進めてきた。しかしながら、デジタルやグリーンといった成長分野における人材不足は全国的に顕著であり、変化の激しい外部環境に対応した事業展開や、成長分野への労働移動、特に医療、介護、保育、教育といった生活基盤分野への労働力の充足やGX、DX、起業家人材の質・量を伴う育成が急務である。

企業が安定的・持続的に成長するためには、人材を囲い込むのではなく成長への投資として人材を育成する企業風土改革や、個人が保有するキャリアやスキルの棚卸しと事業マッチング、さらには就業時間の柔軟化など働きながら学ぶための環境整備などリカレント教育に対する必要な取組を一層進展させていくことが必要である。社員や働き方の多様化を受け、リカレントやリスキリングも一律ではなく個人の選択を尊重するため、研修を自社で内製化するのではなく、大学や専門学校などの高等教育機関も含めた外部機関との協力の下で、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供するという視点も重要である。

一方、企業においては学び直してスキルを高めた社員に対しては、ジョブ型人事制度を通じてその能力を発揮できる職務に携わらせ、より一層高い評価と適切な処遇をもって応えとともに、学習歴・キャリアの可視化や自律的キャリア形成に向けた継続的伴走支援などに取り組むことにより、社員の学び直しに対するモチベーションを向上させていくことが求められる。

＜社会人（学修者）＞

激しい社会情勢の変化を前提として、AI等に代替されない人材となっていくためには、新しい分野に挑戦する越境経験を積むことや、若年層、中堅層、シニア層といった年齢に応じたキャリアプランを設計することにより、主体的にキャリアを形成・選択することに加え、働きがいや自己実現など、人間らしいあり方

⁴ 学位取得に向けた各大学等での単位の積み上げ等に履修証明プログラムをより柔軟に活用できるようにするため、大学院が実施する履修証明プログラムに係る学修に対して単位授与を可能とする制度改正を行った（令和4年3月大学院設置基準等の一部改正）。

を求め、学び続けていく姿勢・意欲を持つことが重要である。しかしながら、社会人が学び直しを行うに当たっては、様々なハードルがあり、令和4年7月に行った生涯学習に関する世論調査において、社会人が大学等で学び直しをしやすいするために必要な取組としては、

- ・学費の負担などに対する経済的な支援
 - ・仕事や家事・育児・介護などと両立がしやすい短期プログラムの充実
 - ・土日祝日や夜間などの開講時間の配慮
 - ・学習に関するプログラムや費用などの情報を得る機会の拡充
 - ・企業などにおける労働時間の短縮や休暇制度の充実など学びやすくする仕組みづくりの促進
 - ・学び直しの成果が企業において適切に評価される仕組みづくりの促進
- などが挙げられている。

このように、リカレント教育は「費用」や「時間」の壁があるが、学びはそれ自体が目的ではなく手段であり、職業への直結や賃金増といった実利面はもちろんのこと、それだけでなく、自己実現を図る上で必要となる学習等、自らの成長を実感する精神的な豊かさから幸福や生きがいにつながられるような様々なジャンルの学びを含めて学ぶ意義や目的を自ら見出すことも大切である。また、直ちに必要性を感じていない社会人にとっても、将来の見通しの利かない激しい社会の変化に備え、自分の市場価値を診断したり、自分の人脈をメンテナンスしたりするキャリア・クッシュニングの考え方も意味を持つ。さらに、個人の意欲を喚起するためには、コンサルタントなど相談者に寄り添うことのできるキャリアについて相談できる仕組みも重要な役割を果たすと考えられる。

また、「情報」の課題については、学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度に関する情報を効率的に入手することができるよう情報発信の取組を推進する必要がある、社会人の学びのポータルサイト「マナパス」の機能を充実させるほか、デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進めるべきである。

<高等教育機関>

知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育機関においては、社会を牽引する成長分野の人材を養成する従来の役割を果たすことが求められる一方、人生100年時代においては新卒者のみならず、社会人の学び直しにおいても重要な役割を果たしていく必要がある。中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会においても、急激な少子化が進行す

る中で、高等教育が目指すべき姿として、リカレント教育の重要性について触れられている。

高等教育機関が 2040 年以降を見据え、社会人のリカレントに関して一層大きな存在感を示していくためには、企業等からの人的成長投資に対するニーズをとらえた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、社会人が学びやすい教育環境を整備することで、企業等において学びの成果が適切に評価され、個人のキャリアアップが促進される「学びと成長のエコシステム」を構築することが急務である。社会人の学びやすさの点では、たとえば、履修証明プログラムよりも短期間で学ぶことのできるカリキュラムなどは、高等教育と産業界との接点を増やす可能性がある。

また、高等教育機関は地域のさまざまな人たちが交流し、課題を共有し、ともに解決に向かう地域社会の知の基盤としての側面があることから、地方公共団体や地元企業などの産業界との連携をより一層強め、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていかなければならない。加えて、地域・組織を超えた学習者同士のコミュニティを生み出し、社会人が主体的に学び続ける環境整備において、高等教育機関が中核的役割を担うことも期待される。

現在、高等教育機関からは、教養的な内容のもの、リテラシーレベルのもの、高い専門性をいかしたもの、分野横断的な内容のものなど、さまざまなリカレント教育プログラムが提供されているが、提供側の視点で提供しやすい内容にとどまっているほか、「費用」や「時間」の壁がある社会人の学習ニーズに十分に対応できていないとの指摘がある。我が国の高等教育機関への入学者の平均年齢は OECD 諸国の中で最も低く、また、25 歳以上の入学者の割合は 1 %程度と、他の先進諸国に比べ、我が国では就労経験を経てから高等教育機関で学びを行う人の割合が極めて低いことが伺える。この点では、リカレント教育に対する社会的需要と高等教育機関の供給の間にミスマッチがあると考えられる。

費用の点に関しては、平成 27 年から社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP）」として文部科学大臣が認定し、そのうち一定の基準を満たした講座については、120 時間以上のプログラムは専門実践教育訓練給付金（受講費用の最大 7 割）、60 時間以上の短期プログラムでも特定一般教育訓練給付金（最大 4 割）を受講者への支援として給付しており、これらを活用した社会人の大学における学び直しが一層進むことが期待される。

今後は、業種を超えた人材交流による多様な気づきや高度・先端的知見を提供できること、また、事業構想にも繋がる思考力や、試行錯誤しながら学び続ける力の養成など、高等教育機関の強みや各機関における特色を生かして、短期間で就職や転職につながるプログラムや、地方公共団体等との連携による教育プログラム、研究と教育を一体的に行うプログラムなど、ニーズに応じた教育プログラムを開発するとともに、周知広報や受講生の学びの伴走支援・ネットワーク形成を含めて、プログラムの持続的運営・改善に向けた工夫が求められる。このように企業や社会人のニーズに柔軟かつきめ細かに応えることによって、リカレント教育に対する社会的需要と高等教育機関の供給の間にミスマッチを解消し、リカレント教育を安定的に運営できる道筋を立てていくことが期待される。

具体的な取組を促進すべく、文部科学省としては、企業の成長に直結し、高等教育機関にしか提供できないリカレント教育モデルを産学協働体制で構築することを目指し、産業界における人材育成の課題や大学等の教育資源を整理した上で、具体のプログラム開発のための分析・ヒアリングを行うことや、各地域の自治体や大学コンソーシアム等が参画して、人材ニーズと教育シーズをマッチングさせる産学官金連携のプラットフォームを構築することを進めていく。

<放送大学>

放送大学は約 87,000 人の学生が在籍し、テレビ、ラジオ、インターネット、あるいは対面により授業を提供する正規の大学であり、本部のほか、全国に面接授業や学生の交流等を行う学習センター、サテライトスペースを 57 か所設置している。設立当初より社会人を始めとして大学教育の機会を広く提供する生涯学習機関としての位置づけであったが、創立 40 周年を迎えて職能開発・キャリアアップのための多様な教育の機会の提供も大学教育の柱のひとつに位置付け、リカレント教育、リスキリングへの対応を行っている。

特に近年は、インターネットを活用し、双方向性が充実したオンライン科目や多様な公開講座の充実を図っており、最新のリスキリングのニーズ（たとえば国の AI 戦略に基づいた数理・データサイエンス・AI 教育）を反映した講座や教職支援講座の開発を行っているほか、全国の学習センターによる地域の特色を活かした面接授業、どこでも学ぶことのできるライブ Web 授業などを展開するなど、放送大学は社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題を乗り越える可能性を有している。

今後は更に、放送やオンラインといったメディアの特性ごとに学びの意義や効果の検証を行うとともに、より効果的な教育手法を研究開発・実装することによ

り、次世代の遠隔高等教育モデルを開発し、他大学等にも展開することによって、社会人の学び直しの課題の解決に寄与することが期待される。

また、遠隔高等教育の強みを活かして、不登校生徒、大学中途退学者、障害のある生徒、貧困家庭や児童養護施設で暮らす生徒等、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットとしての機能を果たすことも期待される。加えて、海外在住邦人・日本語を学ぶ外国人や、日本で就労する外国人とその家族などのニーズに対応できるコンテンツも充実するとともに、大学全体のDX化を推進することにより、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできるようにし、高等教育におけるウェルビーイングの実現に貢献することが期待される。

さらに、全国の学習センター等は、従来それぞれの地域の国立大学等と結びつきを持って運営されており、地域の大学の強みを生かした様々な授業を開講してきており⁵、今後より一層、地域と連携したリカレント教育、リスキリングの展開が期待される。

そして、企業や地方公共団体等が放送大学を研修等で活用することを促進するため、それらの研修ニーズを積極的に把握し、研修に活用しやすい授業科目の作成、リストアップを行い、わかりやすい形で提示・広報していくことが必要である⁶。

＜専門学校＞

専門学校は全国約3,000校で約60万人⁷が学ぶ、社会の変化に即応した実践的な職業機関である。生産年齢人口の減少の中で産業界での人手不足、特に中小企業や、IT産業、看護師・介護士など現場で作業を行う者の人手不足が顕著であり、専門学校が社会の変化や要請を踏まえた即戦力人材の輩出に貢献してきている。また、デジタル社会の進展の中、職業に結びつく実践的な知識・技術・技能の修

⁵ 例えば、宮城学習センターでは、東北大学の研究に基づく環境放射能の講義、和歌山学習センターでは近畿大学と連携した水産養殖の授業、福岡学習センターでは九州地域で頻発する地震や洪水等に係る第一線の研究者のリレー講義、さらには、ビジネスへのデザイン思考の応用に関する九州大学の研究に基づく講義などが実施されている。

⁶ 企業や地方公共団体への訪問を進めた結果、放送大学の授業科目による研修制度を開設させた企業の例がある。

⁷ 3,020校、607,951人（出典：令和5年度学校基本調査）

得に向けて、リカレント・リスキリング教育を含む職業教育の重要性の高まりから、社会人の学び直しニーズに対応した受け皿としての役割が期待されている。

たとえば、正規課程において企業からの派遣研修として社会人の受け入れを行っているほか、国や自治体から公的職業訓練としても受け入れるなど、学びを活かしたスキルアップや転職が実現しており、特に各業界や地元産業界との緊密な関係性を有していることから、人材不足への対処策として実践的な即戦力人材を輩出する重要な役割を果たしている。また、専修学校は社会人の受け入れ人数（正規課程に限る。）は約4.7万人であり、専修学校在籍者の7.3%が社会人であると推計されている。大学等を出て一度就職したものの何らかの理由が離職し、手に職（国家資格など）を得るために専門学校に通うというケースが考えられ、このようなりカレント・リスキリングのニーズに対応するという役割は今後も重要である。

これまでも、文部科学省では、専修学校教育の振興に資する予算事業を行ってきており、

- ・ 専修学校において IT をはじめとする理系分野の学科への転換・新設を推進する事業
- ・ 外国人留学生の戦略的受入れの促進と、就職先企業との連携も踏まえた円滑な就職及びその後の定着に向けた取組を支援する事業
- ・ 専門職業人材を対象として受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育プログラムを開発する事業
- ・ 各業界・分野において DX に求められる知識や技能を専修学校と業界団体で連携して明らかにした上で生徒が効率的に習得できるモデルプログラムを構築する事業等

に取組んできているところである。

今後、企業と連携した実践的な職業教育を行う職業実践専門課程の量的・質的改善のほか、専門学校を修了して大学に編入学する者や大学等を卒業した後に専門的知識や技能の高度化のために専門学校へ通う等、多様なニーズがあることを踏まえ、専門学校における大学への円滑な接続を含めた高等教育機関としての位置づけの明確化及び学習継続の機会確保や社会的評価の向上のための速やかな制度整備が求められる。令和6年の第213回通常国会において学校教育法の一部を改正する法律が改正され⁸、専門学校の入学資格の見直し、単位制の導入や専

⁸ 第213回国会における文部科学省成立法律（令和6年1月26日～6月23日）学校教育法の一部を改正する法律

攻科の設置、専門士の称号、自己点検評価等の義務付け等の専門学校に係る制度改正が行われ、令和8年から施行されることとなった。この制度改正は、実践的な職業機関としての専門学校の魅力の向上と社会的評価の向上に寄与するものである。

＜学習歴のデジタル化＞

リカレント教育を通じ一人ひとりの労働生産性を向上させるためには、国内外も含めて自分の能力・知識・経験を活かせる仕事に就くことができる人材流動性が重要であり、そのためには、NQF（National Qualifications Framework）⁹の検討や各学校段階での修了証明を含めた学習歴のデジタル化などの取組も有効であると考えられる。なお、高等学校等卒業後一定期間を経過すると、成績証明に関する情報が学校側で破棄されることにより成績証明書が発行できず、法令上発行ができないことを海外大学等に理解されず、出願を受け付けてもらえないといった課題も指摘されていることに留意する必要がある。

学習歴のデジタル化については、デジタルバッジ等の活用により自己のスキルの可視化、たな卸しを容易にすることに加え、就職・転職市場での積極的な活用への可能性を持ち、自己の能力の研鑽や学び直しへの意欲を高めると考えられ、今後、生涯学習の分野に対してデジタルやテクノロジーの導入を推進していくことは重要である。デジタルバッジについては、現在、登録日本語教員の自己研鑽研修が修了した際に発行するための準備を進めており、今後、様々な場面においてデジタルバッジの活用が広がることで、個人が主体的に学び続ける習慣を身につけることが期待される。その一方、生成 AI の持つ負の側面やデジタルデバイド、サイバー攻撃などの課題に対応することのできるデジタルリテラシーを高めしていく観点も大事な要素である。

2. 障害者の生涯学習

一人ひとりの多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを日常の教育活動に取り入れていく必要がある。学ぶことや働くことなどの活動は、人々のつながりや相互理解の土壌となり、健康で生きがいのある生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無にかか

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/mext_02777.html

⁹ 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構が教育資格枠組み（試案）を公表している。

<https://niadqe.jp/information/higher-education-degree-2/>

わらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要があるとともに、社会的包摂の観点からも障害者の生涯学習を推進していくことが求められている。

また、障害者の就労という観点からも、例えば、就労で得た工賃を活用して余暇活動に参画する機会等があることが、働く意欲や就労継続につながることも期待される。そのため、障害者の生涯学習機会の充実によって生きがいのある生活を作り出し、消費活動の選択肢を増やすことが求められる。

しかしながら、障害者の生涯学習は量・質ともに不十分な状況である。特別支援学校高等部卒業生の大学等進学率は、高等学校に比べて非常に低く、特に知的障害者においてその傾向が顕著である。障害者本人に実施したアンケート調査の結果では、生涯学習の機会があるとする回答が4割程度と少ない。¹⁰また、学校卒業後の障害者の学びを保障する場のひとつとして、中核的な役割を期待される社会教育施設（公民館・生涯学習センター）において、障害者の学習活動の支援にかかわった経験があるのは、3割程度にとどまっているのが現状である。

こうした状況の中、リカレント・リスキリングを含む障害者の生涯学習を進めていくに当たっては、多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学び場づくりに取り組んでいく必要がある。その際には、本人の主体的な学びを重視し、学ぼうとする意志を出発点に、本人が学びたいことや課題を自ら発見して取り組む学習とすることが重要となる。この点を重視した障害者の学びの環境整備を行う場合は、障害者を単に支援される側として一方的に捉えるのではなく、一人ひとりの多様な個性や得意分野を生かしながら、障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことを支える仕組みの構築等を推進する必要がある。

こうした取組を推進していくためには、障害者は、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へと移行する段階で困難に直面することが多いことを踏まえ、障害がある児童・生徒に対して、学校段階から生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報の提供に努めていくことが必要である。このような学校段階と社会との接続を意識した取組のひとつとして、高等専修学校が、在籍する発達障害等の特別の配慮が必要な生徒たちにとって、学びのセーフティネットとしての役割を果たしている例も注目される。

¹⁰ 令和4年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」障害者の生涯学習活動に関する実態調査

https://www.mext.go.jp/content/20230824-mxt_kyousei02-000030230_3.pdf

また、障害者の生涯学習活動は、大学での履修証明プログラムを活用した学びや、公民館、図書館、博物館などでの事業、放送大学における放送授業の字幕化や単位認定試験の点字化の推進、知的障害者とその支援者向けの生涯学習支援コンテンツの作成に向けた検討などの教育部門における展開に加えて、福祉サービスや民間事業者・団体によるものや、多様な主体が様々に連携した取組などがある。このような多様な立場から、ライフワイドの視点を持って、人生の段階を意識した取組のみならず、「今」の生活を豊かにする視点や、空間的な広がりを持つ視点をもって事業を推進していく考え方には注目すべきであり、こうした広がりを持たせていくためにも、地方自治体や国においては、障害者のウェルビーイングの実現に向け、障害者の生活の視点をもって、分野を超えた連携・協働を進めていくことが必要である。令和6年4月からは改正障害者差別解消法が施行され、事業者にも合理的配慮¹¹の提供が義務化されており、これをきっかけに障害の特性を踏まえた生涯学習に対する機会の確保につながる様々な取組が、多様な担い手によって横展開していくことが望まれる。

3. 外国人の日本語の学習

近年、我が国に在留する外国人の数は急激に増加しており、令和5年6月末時点で約322万人¹²となっている。外国人は高度人材を含め我が国の成長を支える貴重な労働力となりうる一方で、中には、我が国において生活をするために必要な日本語能力が十分でない者もいることから、日常生活に支障をきたし社会的に疎外されているとの指摘があり、社会的包摂の対象になっている。我が国が共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするためには、外国人も対象にした日本語学習・文化理解等の生涯学習・社会教育は極めて重要となってきた。地域社会の国際化が進む中で、外国人も含めた教育環境を整備することで、多文化共生の考え方を育み、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会を持ち、そのことを通じて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を尊重する共生社会が実現する。

¹¹ 障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

具体的には、①行政機関等と事業者が、②その事務・事業を行うに当たり、③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、④その実施に伴う負担が過重でないときに、⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

¹² 令和5年6月末現在における在留外国人数について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html

令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、政府全体として日本語教育の環境整備を進めているほか、令和5年に成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づいて、日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の国家資格を創設することとなった。これらを通じて、日本語教育推進に関する施策に関しては国を挙げて進めていくこととなっているところである。これを受け、生涯学習分科会の下に日本語教育部会を新設し、日本語教育の推進方策や、日本語教育機関の認定及び日本語教員養成機関等の登録に関して議論を進めていくこととなっており、当分科会においては、引き続き、本件に関する審議を通じて外国人に対する日本語教育の推進等に努めていく。

全国各地では、地域の日本語教室における日本語教育や、企業のニーズに合わせた就労者への日本語教育、子供たちへの日本語を含む学習支援、幅広い世代に向けての放送大学の授業科目の多言語対応による学びの提供、公民館における防災教育などを通じ、地域コミュニティの中で外国人とのつながりを強める取組も進んでおり、日本人と外国人が共に活躍することのできる基盤を整備することが地域の活力の向上にもつながることから、今後もこのような好事例が横展開していくような取組を検討する必要がある。

また、今後、質が確保された日本語教育の提供主体として、認定日本語教育機関が増えていくことを踏まえると、この認定機関を中心として、就労者や生活者を含め、我が国に在留する外国人に質の高い日本語教育を提供することが急務である。日本語教育推進法で規定されている企業や自治体に課された責務や、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育への企業等による投資の促進や、認定日本語教育機関と地方公共団体・企業等の関係者の連携等により、日本語教員の資質・能力の向上を含め質の高い日本語教育の提供体制及び日本語教員の養成環境の整備を推進するとともに、社会での認知を一層高めていくことが必要である。

4. 社会教育人材

社会教育は地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進に資するものであり、昨今では社会教育の分野や担い手が多様化するなど、その裾野は拡大している。

たとえば、地域の社会的包摂の実現に向けた住民支援のための社会教育に関する職員研修を行う地方公共団体の例や、気候変動に伴う自然災害の激甚化を踏まえ防災・減災事業への対応に当たり、社会教育を基盤とした住民自治の強化を求めている例など、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の分野での「地域コミュニティ」に着目した施策が各行政分野において展開され、社会教育との連携の重要性は高まっている。

また、社会教育の担い手は社会教育施設や社会教育関係団体、NPOにとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど多様化していることに加え、オンライン化の進展やリカレントやリスクリングの学習ニーズの高まりなど社会教育が行われる場や必要性についても広がりが見られる。

このような状況の中で、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図ることが極めて重要である。

社会教育主事は、社会教育法に基づき教育委員会事務局に置かれる専門職であり、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の修了に加えて、原則、一定の実務経験を満たす者が社会教育主事となる資格を有するものとして任用されている。その職務は、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導や、学校が社会教育関係団体等の協力を得て教育活動を行う際の必要な助言をはじめ、地域の社会教育に関する計画・事業・研修等の企画・立案・実施など、社会教育行政の中核を担っている。

その上で、社会教育の裾野の拡大を踏まえると、社会教育主事は、学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う地域コミュニティに関する多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として地域の社会教育振興の中核を担うことが求められている。

一方、社会教育士は、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、その修了者に対して付与される称号である。その実践的な能力は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設における職務や活動のほか、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う幅広い分野において、地域と連携した活動等を行う際に有用なものであると考えられる。

このため、社会教育士は、現場レベルで各分野の専門性と社会教育の知見を活かしながら、各分野の活動を活性化させたりその意義を深めたりする、いわば「各

分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている。

社会教育人材の養成については、地域の実情を踏まえつつ、社会教育主事講習・社会教育主事養成課程において、社会教育に関する基本的な理解を含め、様々な実務経験を積むにあたって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とし、その後の研修等による段階的な人材育成を経て社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つであると考えられる。また任用後も、実務経験や研修等によって、必要な知見が適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待される。

社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策としては、

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進による受講者の選択肢の拡大（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・社会教育主事養成課程における取組（教職課程履修者を含めた他分野専攻の学生の受入れ等）
- ・社会教育主事講習・社会教育主事養成課程の更なる質の向上に向けた各機関の取組の共有（文部科学省と講習実施機関等との定期的な意見交換等）
- ・社会教育主事講習の受講資格の明確化（社会教育関係団体における活動経験等の取扱いの明確化）
- ・社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替（科目代替を認める基準の整備）

に取り組んでいく。

特に、社会教育主事講習については、社会教育法に位置付けられた講習として文部科学大臣の委嘱を受けた大学等が行っており、社会教育主事の養成を主目的としている場合は、国が開講費用を負担している。昨今の社会教育士の称号の取得ニーズの増加を踏まえ、令和6年度より講習の定員拡大を促進するための仕組みを導入したところである。こうした取組を通じて、引き続き講習の新規開講を促し、更なる定員拡大を目指す必要がある。

社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策としては、

- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進
- ・社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示
- ・社会教育士の認知度向上や有用性の周知、活躍場所の拡大
- ・社会教育人材のネットワーク化

- ・令和元年度以前の旧制度における受講者の社会教育士の称号取得の促進
- ・修了証書の在り方（社会教育士の称号付与の明確化等）
- ・継続的な学習機会の確保等

に取組んでいく。

特に社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置くこととされており¹³、社会教育主事を含む社会教育に係る職員の給与費は地方交付税措置が講じられている。したがって、国及び都道府県は、未配置の市町村を中心に、社会教育主事の配置を促していく必要がある。具体的には、国は市町村に対して、専門職としての有用性や配置の好事例等の周知等を通じ、社会教育主事の配置について改めて理解増進を図る必要がある。また、国は、地方公共団体において社会教育人材を計画的に育成するよう、社会教育主事の配置促進に向けた社会教育主事講習の受講を呼びかけるとともに、社会教育主事任用予定者の講習受講枠の優先的確保、任用予定者が受講しやすい講習の開講促進、定員増加を進める必要がある。

都道府県に対しては、都道府県が市町村の求めに応じて社会教育主事を派遣する派遣社会教育主事制度に係る経費は、平成 10 年に一般財源化され地方交付税措置が講じられている。このため、国は都道府県及び市町村に対して、派遣社会教育主事制度を活用した社会教育主事の配置についても、その状況や有用性について改めて理解増進を図る必要がある。こうした取組を通じて、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、社会教育主事を適切に配置し、地域コミュニティの基盤強化を推進することが望まれる。

社会教育人材のネットワーク化については、全国規模のネットワークを国が中心となり都道府県・指定都市の社会教育主事との連携を強化する機会を提供している。また、地方公共団体が、社会教育士の継続的な学習機会の確保及び地域における社会教育人材ネットワークの構築を行う場合は、国がその費用を支援することとしており、引き続きこうした取組等を通じて社会教育人材の活躍促進を図る必要がある。

¹³ 町村の社会教育主事の設置に関しては、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和 34 年政令第 157 号）附則第 2 項に経過規定が置かれており、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和 34 年法律第 158 号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口 1 万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができるとされている。

今後の展望

第12期生涯学習分科会においては、第11期生涯学習分科会までの審議の経緯を基盤として、生涯を通じて楽しく学び続けることができる社会の実現に向けた社会人のリカレント教育について、一人ひとりが主体的に学び自らの能力をデザインしていくことに加え、社会的包摂の観点からの障害者や外国人に対する生涯学習等について、さらに地域コミュニティの基盤を支える社会教育人材の在り方等を中心に議論を行った。

リカレント教育については、その必要性について徐々に認識が浸透しつつあるが、国内にある大学、専門学校をはじめとする高等教育機関のポテンシャルを最大限に発揮しているとは言えない現状が見られる。その原因としては、高等教育機関のみにあるというよりは、むしろ、高等教育機関と企業、社会人のそれぞれの意識のずれによるものではないかと考えられる。したがって、その三者が協働してプログラム開発を行い、それぞれが持続的に成長していく「学びと成長のエコシステム」を構築することが必要である。加えて、子供や若者、社会人、高齢者など年齢や性別を問わず全ての人が生涯学習の対象として主体的に学ぶ姿勢を持ち続けるべきである。

また、障害者や外国人などの社会的包摂の実現のための学びという観点では、必ずしも従来型の社会教育にこだわることなく、福祉やまちづくりといった異分野連携を通じ、多様な他者に寄り添い、周囲による障害への理解、多文化理解が進展し、あらゆる人が自らの存在意義を見出し、個人の主観的な幸せとともに他者との関係性の構築といった真のウェルビーイングが実現・充実するよう努めていくべきである。

社会教育の重要性が様々な分野で認知され、その担い手も多様化するなど社会教育の裾野が拡大する中、社会教育人材が地域住民の学習活動の支援を通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりに果たすべき役割は、今後もますます重要性を増していくであろう。そのため、社会教育人材の質的向上・量的拡大を図るとともに、認知度を高めるための周知に努める必要がある。また、社会教育人材の担い手育成の第一歩として、特に、高校生・大学生をはじめとする社会教育に関心のある若年層を増やし、その社会参画を促していくことが重要である。こうした取組は、「こども基本法」に規定されている、こどもが「意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」といった基本理念にも資するものである。

社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和 24 年から大きく様変わりしている。人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、学校が抱える問題の複雑化・困難化といった様々な課題に対処しつつ、人生 100 年時代の到来、デジタル社会・障害者や外国人等を含む共生社会・「こどもまんなか」社会の実現といった現代的ニーズに対応するためには、社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待する。

第 1 2 期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委員：令和 5 年 3 月 10 日発令

臨時委員：令和 5 年 4 月 1 8 日発令

(加藤委員のみ令和 6 年 3 月 4 日発令)

(50 音順)

(委員)

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 内 田 由紀子 | 京都大学人と社会の未来研究院長・教授 |
| 金 田 淳 | 公益社団法人日本 P T A 全国協議会前会長 |
| ◎ 清 原 慶 子 | 杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長 |
| 清 水 信 一 | 学校法人武蔵野東学園特別参与 |
| ○ 萩 原 なつ子 | 独立行政法人国立女性教育会館理事長 |

(臨時委員)

- | | |
|---------|---|
| 熱 田 有 紀 | 公益財団法人広島市文化財団戸坂公民館館長 |
| 大久保 幸 夫 | 株式会社リクルートフェロー、
リクルートワークス研究所アドバイザー |
| 大 平 康 喜 | 学校法人穴吹学園専務理事 |
| 沖 畑 康 子 | 岐阜県飛騨市教育委員会前教育長 |
| 加 藤 早 苗 | インターカルト日本語学校長 |
| 金 子 晃 浩 | 日本労働組合総連合会副会長、
全日本自動車産業労働組合総連合会会長 |
| 小 路 明 善 | アサヒグループホールディングス株式会社取締役会長兼
取締役会議長
一般社団法人日本経済団体連合会副会長 |
| 古 賀 桃 子 | 特定非営利活動法人ふくおか N P O センター代表 |
| 澤 野 由紀子 | 聖心女子大学現代教養学部教育学科教授 |
| 関 福 生 | 愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長 |
| 辻 浩 | 名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属教育福祉研究
センター研究員 |
| 野 田 義 和 | 大阪府東大阪市長 |
| 野 津 建 二 | 島根県教育委員会教育長 |
| 浜 田 麻 里 | 京都教育大学教育学部教授 |
| ○ 牧 野 篤 | 東京大学大学院教育学研究科教授 |
| 松 本 理寿輝 | ナチュラルスマイルジャパン株式会社代表取締役、
まちの保育園・こども園代表 |
| 山 内 祐 平 | 東京大学大学院情報学環副学環長 |
| 綿 引 宏 行 | 公益財団法人海外子女教育振興財団理事長 |

(◎：分科会長、○：副分科会長)

第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会 審議経緯

令和 5 年 4 月 19 日 第 124 回生涯学習分科会

- － 今期の審議に関する意見交換

令和 5 年 7 月 10 日 第 125 回生涯学習分科会

- － 委員発表（リカレント教育の推進について）
 - ・ 小路明善委員
 - ・ 金子晃浩委員

令和 5 年 8 月 8 日 第 126 回生涯学習分科会

- － 委員発表（リカレント教育の推進について）
 - ・ 大久保幸夫委員
- － 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）について
- － 日本語教育の質の維持向上について

令和 5 年 9 月 28 日 第 127 回生涯学習分科会

- － 放送大学発表（リカレント教育の推進について）
- － 日本語教育の質の維持向上について

令和 5 年 12 月 4 日 第 128 回生涯学習分科会

- － 有識者発表（リカレント教育の推進について）
 - ・ 関口正雄氏（全国専修学校各種学校総連合会）
- － 有識者発表（日本語教育の質の維持向上について）
 - ・ 森下明子氏（学校法人アジアの風 岡山外語学院 副理事長）

令和 6 年 2 月 16 日 第 129 回生涯学習分科会

- － 有識者発表（リカレント教育の推進について）
 - ・ 國本真吾氏（鳥取短期大学幼児教育保育学科）
- － 第 12 期生涯学習分科会議論整理イメージ案について

令和 6 年 4 月 18 日 第 130 回生涯学習分科会

- － 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）について
- － 第 12 期生涯学習分科会議論整理まとめ案について

令和 6 年 5 月 24 日 第 131 回生涯学習分科会

- － 第 12 期生涯学習分科会議論整理まとめ案について